

豊臣秀吉の対東アジア認識

～外交文書の分析を中心として～

小林 健彦

2013年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第41号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.41 February 2013

豊臣秀吉の対東アジア認識

～外交文書の分析を中心として～

TOYOTOMI Hideyoshi's Recognition of East Asia – Centering on Analysis of Diplomatic Documents

小林 健彦
Takehiko KOBAYASHI

要旨

豊臣秀吉は、天正18年（1590）7月に小田原の北条氏を滅亡させ、その後徳川家康を関東へ移封したのを始めとして、大規模な移封や除封を行なった。彼は天皇家の持つ伝統的な権威を背景として惣無事（令）をも布告し、この段階を経て、最早関白としての軍を率いる秀吉に正面から戦いを挑む勢力は、少なく共、日本国内には存在しなくなっていたのである。そして、その直後から彼の眼は既に海外に向けられていた。翌年9月には朝鮮征討を下令し、朝鮮側が秀吉に依って要請された「征明嚮導」を拒否したことを一つの口実として、同20年3月には16万人、9軍編成からなる関白の軍が韓半島へと投入された。しかし、こうした軍事的な行動とは裏腹に、秀吉に依る対東アジア政策には不明な点も多い。本稿では、彼の発給した外交文書等に関わる様式や内容の分析、そして再検討を通して、彼の目指していた明国を頂点とする東アジア的秩序の再構築構想に就いて検討を加えた。

キーワード：豊臣秀吉、外交文書、日記、韓半島、明国

目次 要旨

キーワード

はじめに

1. 豊臣秀吉の渡韓構想
2. 豊臣秀吉の対東アジア構想
3. 豊臣秀吉の軍事行動

おわりに

註

参考文献表

はじめに

豊臣秀吉は天正19年（1591）、東アジアへの進出を目指して、先ず韓半島への出撃準備を国内の諸将に命じた。⁽¹⁾ 結果として見れば、それは東アジア、就中、最終的には明国征服に向かた戦い、侵略戦争ではあったが、実際の戦闘行動や戦争被害の発生という面では韓半島が主戦場とされたのである。この戦争は日本の「天下」や「公儀」の領域をも越えた一方的な対外進出、戦争でもあったと見ることが出来得る。そこには、朝廷に依る伝統的国家体系を背景とした閥白としての豊臣秀吉の強力な軍事力や裁定に依って一応収斂された形となっていたとは言え、未だ戦国大名段階、領邦君主制の域を完全には脱却し切れていない封建領主が乱立しており、百姓に対する武装解除も全く貫徹したという訳ではない当時の日本の国内事情が大きく反映されていたと考えられるのである。つまり、天下統一戦の過程で全国に蓄積され、最早過剰、無用となっていた軍備、人員、施設の遣り場、軍縮に向けた方策、大義名分を見出さなければ、日本自身の安定も思うようにはならないとの思慮が、秀吉の中には有ったのかもしれない。そうした余剰的軍事力を合理的に削減するという大義名分に基づいた意志や実行力は、当時の豊臣政権には無かった推測する。又、閥白としての彼が下す裁定や惣無事令に違反した者を、閥白に依って編成された軍を出動させることに依り制裁させるという論理や手法を、少なく共、韓半島に存在した政権に対しては適用したのではないかとする見解もある。⁽²⁾ 本稿では、彼の政権が起草した外交文書の検証を通して、こうした彼の対外認識を窺う一助としている。秀吉が実際どれ程本気に明国征服やそこへの移住を検討していたのかは不明である。しかし、国内に存在する諸問題解決や政権維持の為の処理を外交政策に求め、その結果、近隣の諸外国との間で軋轢を生じさせるという構図は今に始まることではないのである。尚、本稿は花ヶ崎盛明、横山昭男氏監修『定本 直江兼続～戦国の世に咲いたナンバー2の美学～』（郷土出版社、2010年1月）所収の「豊臣政権下での兼続と景勝～文禄の役～」（小林健彦執筆、103～104頁）、並びに小林健彦「韓半島と越国との文化、政治的交渉～日本語で記録された両者の交流を中心として～」〔『日韓比較言語文化研究』（国際日韓比較言語学会）第3号所収、2012年9月、59～115頁〕の両稿成稿後に於いて、新たに得られた知見を基に作成したものである。本稿の一部分に於いて、論の展開に必要な両稿の文を引用した箇所がある事を予め明らかにしておく。

1. 豊臣秀吉の渡韓構想

実際に豊臣秀吉が自らも韓半島へ渡ろうとしていたのか、どうかに就いての検証には幾多の留保も必要であろうが、天正20年（1592）5月16日には、既に韓半島南部釜山浦より京洛に至る路次中の秀吉動座に関わると見られる御座所や、京城に於ける御座所の普請を諸將に命じており、⁽³⁾ 更に秀吉の外交顧問でもあり、外交通商文書の起草にも当たっていた相国寺鹿苑僧録西笑承兌（せいしょじょうじょうたい）に依る「鹿苑日録」⁽⁴⁾ 慶長2年（1597）8月9日条には、「**大閣即乗早船。可被赴朝鮮之御意也**」という記載もあることより、秀吉渡韓の話には一定の真実味があるかもしれない。西笑承兌は秀吉や徳川家康よりの信任が厚かったとも言われるが、⁽⁵⁾ 鹿苑僧録自体はこの後、元和元年（1615）に廃止されて金地院崇伝に依る金地院僧録が置かれることになるので、

西笑承兌が鹿苑僧録最後を飾る政僧ということになろう。

ところで、「鹿苑日録」の同日条では、当時豊臣政権の大老格であった徳川家康、上杉景勝、前田利家の三人が秀吉に召し出され、家康と景勝の二人が実際に秀吉の許を訪れていたことを記す。同日条には、それ以前の部分で「自朝鮮國有御注進」として、韓半島に於ける戦況を詳細に記しているが、勿論、この三者会談では韓半島情勢も話し合われたであろう。若しかしたら、秀吉が家康、景勝、利家の三人と戦況分析や今後の方針策定等の作業を行なおうとして自邸に招いたのかもしれないが、この二人が秀吉に侵攻を思い止まる様に進言した形跡は見当たらない。第二次世界大戦終結以前に、朝鮮総督府、朝鮮史編纂委員会に依り編纂された「朝鮮史」⁽⁶⁾ 宣祖25年（1591）5月16日条に於いて、「秀吉、將ニ朝鮮及ビ明ヲ合セ、皇都ヲ明京ニ移シ、其附近十國ヲ御領ニ供シ、日本帝位ハ皇儲又タハ皇弟ヲ奉戴シ、秀次ヲ明ノ關白ト為シテ都附近百個國ヲ與ヘ、日本關白ハ羽柴秀保又タハ宇喜多秀家ニ譲リ、朝鮮ニ羽柴秀勝又タハ秀家、九州ニ羽柴秀秋ヲ置キ、自ラ明ノ寧波府ニ入居セントス。而モ本年中ヲ限リテ、明京ニ入り、先鋒ノ諸將ヲシテ進ミテ天竺ヲモ攻取セシメントシ、渡海ノ意、愈々急ナリ」とする指摘が的を得たものであったとするならば、この計画は室町幕府がかつて明へ朝貢を行ない、將軍足利義満が日本国王としてその冊封を受けていた事例を秀吉等が十分に検証、検討した結果であったのかもしれない。又、遡れば平安時代末期に於いて、平清盛が自らはかつて奈良期に僧行基が開始した五泊の一つにも数えられる大輪田泊（兵庫経島）に近接した福原に居ながらにして、京都の朝政に影響力を行使した構図をイメージしたものであった可能性もある。清盛が治承4年（1180）6月に山門等の勢力を牽制する目的で福原に遷都した様に、何れは明京を寧波府に遷そうと考えていたかどうかははっきりとしないが、当初に於いて対明政策上では政経分離を意図していた可能性もある。ただ、「其附近十國」とか、「都附近百個國」、「天竺ヲモ攻取セシメン」といった抽象的な記述しかできていないのは、少なく共、「朝鮮史」編纂當時に於いても秀吉に依る対朝鮮、対明政策の具体的計画の内容を明らかにすることのできなかつた証左であろう。この点に関して、張玉祥氏⁽⁷⁾ は動員された部隊の主体が秀吉側近の中央官僚派に属するもの（小西行長、加藤清正等）であって、地方大名派大名（徳川家康等）に所属していた部隊の動員割合が低いことに着目し、秀吉が戦争を手段として配下の大名等を疲弊させ、自らへの危険性を除去しようとしていたという見解は當て嵌まらず、飽く迄も彼の対外認識や正確な海外情報の欠如より齎された対外的膨張欲求と領土的野心より発動された戦争であったと指摘する。又、李進熙、姜在彦の両氏⁽⁸⁾ は、秀吉が朝鮮国王を日本国内の戦国大名と同列に見做していたと指摘するが、室町期以来の幕府と明や、対馬の宗氏を介した李氏朝鮮との関係を彼が全く理解していなかつたとするのにも少し無理があるであろう。⁽⁹⁾ 寧ろ、後述の様に秀吉が西笑承兌等の外交顧問僧に依る助言を得ながら、詳細な過去の事例分析と検討作業とに基づいて対東アジア外交交渉や域内に於ける諸国の序列化を展開させていた可能性すら存在するのである。しかし結果的には参戦、特に韓半島へ実際に渡海させられた大名は疲弊し、その意味に於いては日本国内の安定に寄与したと見ることも可能ではあるが、自らの権力基盤を支持していた大名等にもその影響が及んでしまったことも又事実ではある。

2. 豊臣秀吉の対東アジア構想

この項では、豊臣秀吉が如何なる対（東）アジア観を持っていたのかを検討してみる。このことに関しては、2011年5月、跡部信氏が「豊臣政権の対外構想と秩序観」⁽¹⁰⁾に於いて、研究動向が低調な豊臣政権時の対外構想や秩序観を、東アジアを巡る国家間関係を中心として、再検討し整理し直した。そこでは、先ず豊臣秀吉が発給した外交文書の分析を様式面より下位国〔秀吉に依る服属要求対象の国々。李氏朝鮮、琉球、台湾（高山国）、南蛮国〔呂宋（小琉球）、インド〕等〕与中国（明）とに分けて実施した。下位国グループの分析に際しては、文中に採用されている日本の王朝を示す「本朝」、「吾朝」、「朝政」、「朝廷」、「帝都」等の語に対する古文書学上の抬頭（台頭）、平出、闕字の用法、並びに相手国に関わる「貴國」、「貴域」、「貴國主」、「其國」、「爾ノ国土」、「其地」といった敬語運用法に着目した。同氏の分析に依れば、秀吉が自らの意志に基づき外交文書の様式に依って相手国との上下関係や国際秩序を表現しようとしていたと指摘する。又、秀吉は日本が相手国より上位に立つ根拠としたのが、天皇の存在であるとも指摘したのである。制度上では日本を代表するのは天皇であり、秀吉はそうした天皇を自身の強力な軍事力で支え、その補佐役（閥白）として天皇を仰ぐ姿勢を対外交渉の場で利用したとする。更に、南蛮国や台湾よりも朝鮮や琉球の方を秀吉が上位に位置付けていた根拠を、明に依る冊封体制下に入っているかどうかで、つまりその国の国王が明皇帝に依る承認の下に封ぜられていたのかどうかをその最大の拠り所としていたとする。そして、日本と明との関係に就いては、その最大の特徴が日本より明を上位に位置付けていたところにあるとした。跡部信氏が分析に用いた文禄2年（1593）6月28日付「両国和平條件〔大明日本和平條件（以下Aとする）、大明勅使可告報之條目（以下Bとする）〕」⁽¹¹⁾に依れば、「吾朝」が平出なのに対し「大明」が抬頭、「大明皇帝之賢女」が抬頭なのに対し「日本之后妃」が平出、明皇帝の「綸言」が抬頭なのに対し日本の「朝命」が平出とされていること等を根拠とし、明らかに天皇が明皇帝の下位に位置付けられているとする。跡部氏に依れば、日本を明に対して低く相対化した秀吉の姿勢は伝統的形式を惰性で踏まえたものではない、とも指摘するのである。豊臣政権は、朝鮮等に対しては先例を顧みることなく、自国の優位性を露骨に主張していたことを以て、秀吉は明王朝自体に対しては日本との位置関係を相対化し得ても、中華思想には囚われていた。冊封体制といった制度や形式とは別の次元に根ざした、中華に対する劣等意識に留意すべきであるとする。つまり、彼が日本の優位性を主張する根拠としていた神国思想や、天皇の存在を利用した自らの存在の相対化という理論が、明には通用しないであろうということを十分に自覚していたというのである。秀吉に依る対明構想の基調には、明より上位を目指すという考え方方が元々無かつたと結論付ける。

以上が跡部氏に依る豊臣秀吉発給に依る外交文書の様式面より見た分析であるが、抬頭（台頭）、平出、闕字等の古文書学上の指摘は事実である。その上、現在の外交儀礼の様に、他国に対して自国の名称を先に出すのとは違い、秀吉は明と日本とを並列的に記述する場合、明を日本より先に記し、しかも「大明」としている点（A、Bに共通する）、及びBに於いては「日本者神国也」を、皇帝よりの使者に過ぎない「大明勅使」よりも低い位置に記している点等よりも、秀吉が書式上は、明国に対してかなりの敬意を示して謙っているのは、跡部氏の推測を裏付けているものと考えられる。決して秀吉がいい加減に、場当たり的な思惑で以って外交文書を起草していたのではないこと

は明らかである。事実、跡部氏の指摘通り、琉球国や大泥国（バタン・バタニ。タイ国マライ半島中部東岸の小国、及びその中心都市）に関わる外交文書に就いては、実際に秀吉がその草案に目を通し、内容の確認をしていたことが、「鹿苑日録」慶長2年8月5日、同9日条、及び天正20年（1592）3月14日付島津義久宛豊臣秀吉朱印状⁽¹²⁾に見られる記載に依って知ることができる。しかしA、Bに関しては、実際に秀吉が事前に目を通していたことを示す史料は管見の限りに於いては確認をすることができない。彼の対東アジア政策、戦略の核心に存在する、明に対する発給文書に事前の段階に於いて目を全く通さなかったとすること自体に、寧ろ無理があることも確かではある。ただ、Aに就いては、前掲の文禄2年6月のものとされる豊臣秀吉和平條件書案（『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三、929号）の存在に依り、秀吉がその案文の起草には関わっていた可能性を全く否定することができない。又、少なく共Bに関しては秀吉の了承を得ないまま彼の政権の奉行格である石田三成、増田長盛、大谷吉継、小西行長等四人の合議で以って発給されていた可能性は存在するであろう。若しそうであるとするならば、少なく共こうした日本、明を巡る思想、思惑は必ずしも秀吉自身の発案に依るものとも言い切れないかも知れない。そうした事情を窺い知る手掛かりとして、「義演准后日記」⁽¹³⁾ 文禄5年（1596）5月25日条にある「既知大唐國ヨリ勅使上洛、令歸伏之上ハ、無豫儀者也、日本國ノ諸侍、一人トシテ不出仕者ハ無之也、珍重珍重」という件を指摘したい。ここで現れる明の勅使とは、実際には秀吉を日本国王に封ずる為に来日した冊封使であったが、少なく共、京都に於いてはそれが帰伏（降伏）の勅使であると人々に認識されていた点は、これが単なる情報の混乱に依るものなのか、又は（秀吉を除く）豊臣政権側が意図的にそうした噂を態々流布させたものの何れかであろうが、庶民だけではなく、醍醐寺座主であり、秀吉とも親しい関係にあった義演准后自身ですらこうした情報を信じており、珍重珍重と本心から自身の日記へ記載していたとするならば、秀吉自身も又、彼らを帰伏の勅使であったと認識していたとしても不思議ではないであろう。それに加えて、主君である秀吉に対する、恐らくは彼の側近等に依るこうした情報操作を匂わせるものに、文禄2年4月12日付豊臣秀吉朱印状写⁽¹⁴⁾に記された「無虚言可申越事」という表現がある。これは文書表記上の常套句であるとも解釈することは可能ではあるが、そこには秀吉に依る彼の配下の武将に対する何らかの疑惑や不信感が既に含まれていたとしても不思議ではない。宗義智、小西行長等に依る「征明嚮導」と「仮途（道）入明」のすり替え事例が事実であったのか、どうかに就いての検討は留保するものの、その様な対朝鮮外交交渉の齟齬を秀吉が薄々にでも察知し、或いは当時見抜いていなかつたとしても材料不足ではある。況してや、秀吉が天正20年3月に明征服の前線基地である肥前国名護屋城に向かった段階に於いても、こうした事実を全く知らなかつたと断言することも出来ないであろう。

ただ、秀吉が制度上では日本を代表するのは天皇であり、秀吉はこうした天皇を強力な自身の軍事力で支え、その補佐役（閥白）として天皇を仰ぐ姿勢を対外交渉の場で利用したとする論理を、明国征服成功後に於ける明国内政策に当てはめることは可能であるかもしれない。日本に於ける武家政権成立期以降のこうした統治手法、つまり朝廷（王権）を軍事力等を使用して壊滅させ、それに代わって自身の王朝を開くこと、所謂「革命」の発生が無く、天皇の代理人として武士が国政を運営して来た日本の歴史過程、実績が、それなりの統治上の効果を生んでいたと、當時若し秀吉等に依って認識されていたとするならば、異民族、夷狄である筈の日本人が中国大陸に於いて独自の王朝を開設した結果、大混乱の末に支配に失敗するよりは、寧ろ秀吉等が現明王朝皇帝の補佐役と

してそれを形骸化させつつ、中国支配の実権を奪い取ろうとしていたと見るならば、日本を形式上明国の中位に無理矢理にでも位置付けていたことを理解することが容易となる。そうした日本の統治スタイルの導入を明国で目指していたとするることはできないであろうか。

3. 豊臣秀吉の軍事行動

さて、天正19年（1591）3月9日、豊臣秀吉は自政権の閣僚に当たる五大老、五奉行を大坂城に登城させ、「朝鮮国征伐」の実施を表明し軍役の決定と来春の渡海とを指示した。同15日付けの「朝鮮陣軍役之定」に依ると、例えば五大老の1人であった上杉景勝に対しては、知行石高一万石毎に領国である越後国では二百人の軍役が定められが、⁽¹⁵⁾これをそのまま同国で実施した場合、留守中の越後国には將士が殆んどいなくなってしまう位の実施規模であったとされる。同7月22日付の秀吉朱印状では、当時の越後国主であった上杉景勝が肥前国の名護屋に五千人在陣させ、その内三千人を渡海させることが定められていた。更に翌天正20年（文禄元年、1592）正月の朱印状では引き連れた人々の「闕落」を厳禁し、違反者には家内、一類、在所の者まで成敗するとの厳しい軍規が示された。これは、未だ韓半島渡航前の段階に於いて現地では既にその様な状況の発生が予想され、しかもそれが深刻な状態になるのではないかという深い懸念が存在していたことを指し示す事例ではある。越後国から遙か離れた土地に動員され、しかも家（イエ）、や領域、家族を守る為の合戦ではなく、大義の為ですらなく、その目的すらはっきりしない対外戦争に駆り出されてやって来た將士の気持ちより推測すれば、それらの行為は極自然なことであるとも言えるのかもしれない。如何に無理な計画であったのかが窺える内容であるが、これに対して上杉景勝もその執政として肥前国名護屋へ陣を構えた直江兼続も、秀吉に対してとても異論を差し挟める様な状況には無かったのである。実際、韓半島に於ける戦闘行動では、「沙也可」という名の日本軍の武士が離反し、李氏朝鮮國軍側に寝返って友軍としての日本軍へ抵抗したことは、この戦闘の目的の所在が如何に周知されず、又浸透もしていなかったのかを恰も示唆しているのである。「沙也可」は、「慕夏堂文集 単」に依れば、「日本義士金忠善其殆庶幾乎日碑之流歟広在日本姓沙名也可金忠善即向化後 本朝所賜姓錫名者也」とあって、名前の表記は「沙名也可」としている。「宣宗大王實錄 卷之九十四」⁽¹⁶⁾ 宣祖30年（1596）11月条では、「降倭同知要叱其。僉知沙也加」とあって、「沙也加」とする。その出自を阿蘇大宮司家に関わる岡本越後守、雜賀衆等に求める見解もあるが、確定はしていない。何れにしてもその正確な日本名や出自、経歴等は不明であり、その存在自体を疑う見解すらある。降倭としての「沙也可」は加藤清正の手として渡韓し、日本兵3,000名と共に李氏朝鮮軍に投降して帰化したとする。彼自身は金忠善の名や官位正二品を与えられて、韓国大邱広域市の西南約20キロメートルの所にある「友鹿洞（ウロクトン）」を形成して現在に至っている。現在に彼らの詳細が伝わっていない理由として、「沙也可」自身等が自らの来歴、経歴を熊と消し去って行った結果であるものかも知れない。金忠善として朝鮮に帰化し、そこで人生を歩んで行くという彼らの強い決意表明であったのかもしれない。⁽¹⁷⁾

おわりに

以上、本稿では近世初頭に発生した文禄、慶長の役に際して、豊臣秀吉の対東アジア戦略の一端をその外交文書の内容や書式より垣間見ようとした。3. の項でも指摘した秀吉に依る軍事動員とは裏腹に、外交文書の書式や内容には特筆すべき特徴が見出せた。本稿で参照した跡部氏の論考に依れば、書式上に於いて日本を明に対して低く相対化した秀吉の姿勢は日本の古代以降に於ける伝統的形式や对中国觀を惰性で踏まえたものではない、と指摘する。豊臣政権は、朝鮮等に対しては先例を顧みることなく、自国の優位性を露骨に主張していたことを以って、秀吉は明王朝自体に対しては日本との位置関係を相対化することが出来ても、冊封体制といった制度や形式とは別の次元に根ざした、中華に対する劣等意識に留意すべきであるとする。つまり、彼が日本の優位性を主張する根拠としていた神國思想や、天皇の存在を利用した自らの存在の相対化という理論が、明には通用しないであろうということを十分に自覚していたのである。秀吉に依る対明構想の基調には、明より上位を目指すという考え方が元々無かったと結論付ける。そうした思考が秀吉自身に固有のものであったのか、どうかに就いては分からぬものの、西笑承兌や義演准后といった外交顧問よりの助言に基づいたものであった可能性もある。

そして、秀吉が外交文書上、態々日本を明の下位に位置付けていた理由であるが、若し彼の思惑がその通りに実現した場合、中国大陸に於いては異民族、夷狄である筈の日本人がそこで独自の王朝を開設した結果、大混乱の末に統治に失敗するよりは、寧ろ秀吉等が現明王朝皇帝の補佐役として入明した上で、それを形骸化させつつ、その代理者としての（日本に於ける様な）幕府開設、或いは閥白、摂政の如く中国支配の実を取ろうとしていたと見るならば、日本を形式上明国（明）の下位に無理矢理にでも位置付けさせていた理由を理解することが容易となる。あからさまに明や明皇帝の権力を否定し、無理に日本の下位に位置付けた處で、彼の多少の自尊心は満たすことができても、それ以外の秀吉にとってのメリットは無いからである。秀吉に於いては、こうした日本の統治スタイルの導入を明国で目指していた可能性があったからこそ、その様な相対的位置付けに日本を据えていたと見ることが出来ると指摘した。

註

- (1) 東京大学文学部所蔵『覚上公御書集 下』（臨川書店）1999年5月、227頁参照。又、『国史大辞典』（吉川弘文館）の「文禄・慶長の役」の項参照。
- (2) 『国史大辞典』の「豊臣秀吉」の項参照。
- (3) 『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三（東京大学出版会、1970年8月）所収の豊臣秀吉朱印状写（926号）、豊臣秀吉高麗諸泊普請注文（折紙、927号）に依る。
- (4) 『鹿苑日録』第2巻（株式会社 統群書類従完成会）1991年8月、に依る。
- (5) 『国史大辞典』の「西笑承兌」の項参照。
- (6) 朝鮮史編修会編『朝鮮史 第四編第九卷』（財団法人東京大学出版会）1986年12月、に依る。
- (7) 同氏『織豊政権と東アジア』（六興出版）1989年12月、221～226頁参照。
- (8) 同氏『日朝交流史』（株式会社有斐閣）1995年10月、101～120頁参照。
- (9) ただ、文禄2年6月のものとされる豊臣秀吉和平條件書案（『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三、929号）では、「朝鮮国家老」という語を用いており、その意味に於いては秀吉が李氏朝鮮（国王）を国内大名の延長線上にあるものとして認識していたことも考えられる。当該案文は、田中健夫氏編『善隣国宝記 新訂続善隣国宝記』（株式会社集英社、1995年1月、376～378頁）に収載されている「新訂続善隣国宝記」38号〔両国和平條件（大明日本和平條件）〕に対するものと考えられ、案文中に於いて「家老」と表記さ

- れている箇所は、「新訂続善隣国宝記」では「大臣」、「権臣」と書き換えられている。
- (10) 『日本史研究』(日本史研究会) 第585号所収、2011年5月、56~82頁参照。
 - (11) 田中健夫氏編『善隣国宝記 新訂続善隣国宝記』376~385頁、「新訂続善隣国宝記」38号(A)、39号(B) 参照。
 - (12) 『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之一(東京大学出版会) 1971年5月、361号参照。
 - (13) 史料纂集⑧『義演准后日記』第一(株式会社続群書類從完成会) 1988年7月、に依る。
 - (14) 『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三、928号参照。
 - (15) 前掲『覚上公御書集 下』227~228頁参照。
 - (16) 『朝鮮王朝實錄』(國史編纂委員會、探求堂) 1973年9月、に依る。
 - (17) 尚、沙也可に関しては、金在徳氏『沙也可一代記』(圖書出版大一、1994年3月)、宮本徳藏氏『虎砲記』(株式会社新潮社、1991年12月) に詳しい。

参考文献表

- ①当該表は著者名(辞典、史料の場合は発行所)の50音順(外国人名も含む)により配列してある。
尚、複数の巻がある辞典や(史)資料集の場合はその発行年を省略した。
- 跡部信氏「豊臣政権の対外構想と秩序観」(『日本史研究』第585号所収、2011年5月)
 - 『日本文化総合年表』岩波書店、1990年3月
 - NHK「日本と朝鮮半島2000年」プロジェクト編著『日本と朝鮮半島 2000年 上』日本放送出版協会、2010年2月
 - 田中健夫氏編『善隣国宝記 新訂続善隣国宝記』株式会社集英社、1995年1月
 - 史料纂集⑧『義演准后日記』第一、株式会社続群書類從完成会、1988年7月
 - 『鹿苑日録』第2巻、株式会社続群書類從完成会、1991年8月
 - 上垣外憲一氏『日本文化交流小史』中央公論新社、2000年4月
 - 川添昭二氏『対外関係の史的展開』文献出版、1996年3月
 - 金在徳氏『沙也可一代記』圖書出版大一、1994年3月
 - 『朝鮮王朝實錄』國史編纂委員會、探求堂、1973年9月
 - 朝鮮史編修会編『朝鮮史 第四編第九卷』財團法人東京大学出版会、1986年12月
 - 『日本国語大辞典』小学館
 - 『日本史総覧コンパクト版I』新人物往来社、1991年4月
 - 『大漢和辞典』大修館書店
 - 田中健夫氏『中世海外交渉史の研究』東京大学出版会、1993年9月
 - 張玉祥氏『織豊政権と東アジア』六興出版、1989年12月
 - 『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之一、東京大学出版会、1971年5月
 - 『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三、東京大学出版会、1970年8月
 - 花ヶ崎盛明、横山昭男氏監修『定本 直江兼続』郷土出版社、2010年1月
 - 「慕夏堂文集 単」
 - 宮本徳藏氏『虎砲記』株式会社新潮社、1991年12月
 - 『世界史大年表』山川出版社、1992年8月
 - 『国史大辞典』吉川弘文館
 - 李進熙、姜在彦氏『日朝交流史』株式会社有斐閣、1995年10月
 - 東京大学文学部所蔵『覚上公御書集 下』臨川書店、1999年5月

②和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』(岩波書店、1990年3月)、『日本史総覧コンパクト版I』(新人物往来社、1991年4月)の「天皇一覧」に基づいた。

TOYOTOMI Hideyoshi's Recognition of East Asia — Centering on Analysis of Diplomatic Documents

Takehiko KOBAYASHI

2013年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第41号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.41 February 2013